

—二酸化塩素ガスの室内濃度指針値の公開に際して—
(日本二酸化塩素工業会自主運営基準設定のための評価について)

当工業会は、二酸化塩素ガス製品の安全使用の見地から今般、室内濃度指針値（日本二酸化塩素工業会自主運営基準設定のための評価について）を設定した。この指針値は、当工業会に加盟する各社が製品を製造販売する際の濃度の目安としてヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を示したものである。

二酸化塩素ガスを利用した製品には、空間除菌を目的とした製品として、二酸化塩素を発生させるゲルタイプあるいはソリッドタイプの製品と二酸化塩素を機械的に発生させ、空調設備を利用して空間中に浮遊するウイルス除去、空間除菌、防かび、消臭を目的とした二酸化塩素ガス発生装置が使われている。

ゲルタイプあるいはソリッドタイプの製品は、通常、開封時に二酸化塩素ガスの発生が高まり、その後、時間をかけて定常状態に移行する。当工業会が定めた今回の室内濃度指針値は、定常状態における濃度水準を示したもので、最大許容濃度や二酸化塩素ガスの有効濃度を示したものではない。実空間での用途別やガス発生時間における濃度の目安については、安全性あるいは有効性の観点から自主運営基準として別途定める予定である。また、二酸化塩素ガス製品をより安全にご利用頂くために、製品使用時における安全使用のための使用上の注意に関する表示を義務付け、二酸化塩素工業会として注意を徹底していく予定である。